平成２４年（フ）第６０８号
東京都八王子市楢原町1449番地
破産者　有限会社トライメイク
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３３号
山梨県南都留郡富士河口湖町浅川614番地
破産者　有限会社リカーアンドフーズとがわ
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第５４号
山梨県上野原市西原2940番地
破産者　株式会社フナエイ
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第４０号
長野県駒ヶ根市中沢5037番地
破産者　有限会社堀内林業技術研究所
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第５３１号
岐阜県羽島市正木町不破一色458番地
破産者　株式会社服部鉄工所
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５８１号
岐阜市月丘町１－４、開始決定時の住所岐阜県羽島市正木町不破一色458番地
破産者　服部　龍進
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３３６号
奈良県橿原市上飛騨町188番地
破産者　田仲　喜代
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３０６号
北海道岩見沢市栗沢町必成495番地、開始決定時の住所北海道江別市若草町９番地の７
破産者　前田　秀樹
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１７号
札幌市西区山の手３条１丁目２番30―308号、開始決定時の住所札幌市西区山の手７条８丁目６番12号
破産者　小町　明男
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２３号
北海道苫小牧市字錦岡482番地の２
破産者　岸本　勝保
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１０１号
盛岡市湯沢南２丁目15番７号
破産者　金澤　隆子
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１６４号
名古屋市千種区千代田橋１丁目１番13―1324号　榎木荘
破産者　シーダーＣＧパースこと　設樂　高行
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７７５号
愛知県愛知郡東郷町北山台４丁目２番地９　グランドヒルズまき203号
破産者　安藤　紘子
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３７６号
神戸市東灘区住吉本町１丁目24番28号　サンハイツ207号、従前の住所神戸市東灘区魚崎北町６丁目６番24―303号
破産者　岡　　康久
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４０１号
愛知県瀬戸市末広町３丁目30番地、従前の住所神戸市東灘区住吉本町３丁目11番６―603号
破産者　種田　吉男
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８９号
鳥取県八頭郡八頭町見槻中181番地２
破産者　福田　芳味
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４２号
名古屋市中川区万場５丁目1008番地　ロイヤルウイング306号、開始決定時の住所広島市佐伯区五日市中央３丁目16番13―602号
破産者　小倉　泰裕
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部